

令和2年12月15日招集

第9回若桜町議会定例会会議録

(令和2年12月18日)

若桜町議会事務局

令和2年第9回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和2年12月18日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時45分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	農林建設課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	小林 貴之	ふるさと創生 課長	谷本 剛
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	税 務 課 長	前田 弥生
	会計管理者	上川 恭子		

会議の顛末

本会議（12月18日）

議長（川上守）

おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第111号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第111号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第112号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第112号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第113号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第113号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり

り可決されました。

日程第4

議案第114号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第114号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第115号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第115号 令和2年度若桜町公共下

水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第116号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第116号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第117号 若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第117号 若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第118号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第118号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第119号 若桜町延滞金徴収条例等の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第119号 若桜町延滞金徴収条例等の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって議案第119号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第120号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第120号 損害賠償の額を定めることについて、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第121号 鳥取県町村総合事務組合規約の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第121号 鳥取県町村総合事務組合規約の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 9時52分 休憩

(追加日程配布)

午前 9時53分 再開

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第122号、議案第123号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

ただいま提出された追加日程の提出日が15日となっておりますが、18日に訂正していただきたいと思います。

議事日程もお願いします。

追加日程第1

議案第122号 工事請負契約の変更契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第122号 工事請負契約の変更契約の締結について、でございますが、これは、法面災害復旧工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり本議会の議決をお願いするのでございます。

その内容は、記、1 工事名、高原の宿氷太くん法面災害復旧工事。2 工事場所、八頭郡若桜町大字眷米。

3 契約の相手方、八頭郡若桜町大字若桜1111番地5 中一建設株式会社 代表取締役 中尾仁。

4 変更契約金額、変更前1億4,939万1,000円、変更後1億3,387万9,900円。

5 契約の方法、指名競争入札でございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前 9時56分 休憩
(全員協議室にて詳細説明あり)
午前10時03分 再開

議員 (川上守)

休憩前に引き続き会議を再開します。
議案第122号 工事請負契約の変更契約
の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第122号 工事請負契約の変更契約
の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり
可決されました。

追加日程第2

議案第123号 若桜町固定資産評価審査
委員会の委員の選任について、を議題としま
す。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案
につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第123号 若桜町固定資産評価審査
委員会の委員の選任について、でございます
が、次の者を若桜町固定資産評価審査委員会

の委員に選任したいと思っておりますので、地方税
法第423条第3項の規定により本会の同意
をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字赤松〇〇番地。
氏名、坂口光洋、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第123号 若桜町固定資産評価審査
委員会の委員の選任について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異
議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり
同意することに決定しました。

日程第12

請願第17号 全国知事会の提言に基づき、
新型コロナウイルス禍における日米地位協定
の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関
への意見書提出についての請願、陳情第18
号 令和3年度若桜町商工会一般補助金の増
額に関する陳情書を、一括して議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めま
す。

総務産業教育民生常任委員会委員長 山根
政彦議員。

議員（山根政彦）

若桜町議会報告第26号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1 付託案件の名称、請願第17号 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての請願。

2 審査の経過、令和2年12月15日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、12月16日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された請願第17号は、不採択とすべきものと決定しました。

若桜町議会報告第27号 総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1 付託案件の名称、陳情第18号 令和3年度若桜町商工会一般補助金の増額に関する陳情書。

2 審査の経過、令和2年12月15日の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、12月16日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3 主なる意見、若桜町商工会には、若桜町地域の小規模事業者等への伴走型支援の実行及び若桜町の地域経済活性化事業実施が図られることを期待する。

4 審査の結果、当委員会に付託された陳情第18号は、採択すべきものと決定しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

ただいま委員長から報告がありましたが、これについて、質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

請願第17号 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての請願について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい、7番、中尾。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。7番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、請願第17号、題名については省略させていただきます、について、賛成討論を行います。

2018年7月27日、全国知事会は日米地位協定の抜本的見直しを求める提言を採択し、同8月14日、提言書を日米両政府に提出いたしました。提言は、米軍の国内法への適用、米軍の事件、事故への実効的な防止策などとともに、基地施設等の縮小、返還を求めています。

この後、9つの県議会、200以上の市町村議会で同様の趣旨による意見書が提出されており、県内でも琴浦町、南部町、北栄町議会は議決しております。

さて、驚くことには、日米地位協定は1960年に締結されてから一度も改定されていないことです。全国知事会などの提言の1つが、航空法や環境法令などが国内法を原則として、米軍にも適用させることです。若桜町などで行われている危険な米軍機による低空飛行訓練も、日米地位協定が壁となって中止に至っていません。日本政府が日米地位協定を具現化した航空特例法があるからです。

航空法では、第81条に基づく規則174条で、人、家屋の密集地域の上空では、水平距離600mの範囲内の、最も高い障がい物の上300mの高度を、最低飛行高度として定めています。しかし、航空特例法でこれを除外しているのです。

この規定があるがゆえに若桜町ではこども園、公民館、役場など、町民にとって安全安心な場所である町の中心部の低空飛行が繰り返されていることは決して許すことはできません。

日本の7割の基地を抱え、様々な困難に苦しんでいる沖縄県においては、依然として基地をめぐる事件、事故、騒音、環境問題が続出し、加えて新型コロナウイルスによる米軍基地内での集団感染の危機により、一層、日米地位協定は足かせとなってきたであろうことは容易に推測できます。

私は、このことは若桜町にとっても同様に、まさに緊急不可欠な課題と認識すべきであり、急ぎ、日米地位協定の抜本的な改定を、国および関係機関へ求める必要があると考えます。

振返って、若桜町議会として1996年3月には、沖縄での少女暴行事件抗議、低空飛行訓練中止、日米地位協定の見直し、基地整備縮小を求める意見書を、2012年9月には、オスプレイ配置と低空飛行訓練中止についての意見書を国に提出しております。改めて、本請願への深いご理解をお願いするものです。以上で賛成討論を終わります。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

請願第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

請願第17号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、請願第17号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

これより、討論に入ります。

陳情第18号 令和3年度若桜町商工会一般補助金の増額に関する陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第18号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第18号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第18号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第13

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第9回若桜町議会定例会を閉会します。

午前10時15分 閉会